

## 中国・台湾：「経済協力枠組協定(ECFA)」調印

三菱東京UFJ銀行  
国際企画部CIBグループ

6月29日、中国と台湾は、関税率の引き下げを含む「経済協力枠組協定(ECFA=Economic Cooperation Framework Agreement)」に調印した。今後、中国・台湾での批准を経て、2011年1月に発効する見込みである。

本協定は、1949年の中・台分断後、初の包括的な協定であり、近年経済的な結びつきが強まっている中台関係の緊密化が今後加速するのは確実とみられる。

本協定では、早期関税引き下げ品目(アーリー・ハーベスト)として、中国側が539品目、台湾側が267品目の関税率を引き下げる。2009年の中国・台湾の輸入に関税引き下げ品目が占める比率は、中国側が16.1%、台湾側が10.5%と中国側の方が大きくなっており、今回の協定は、中国が台湾に譲歩した内容になっている。

中国側の早期関税引き下げ品目には、石油化学製品、NC旋盤などの工作機械、自動車部品、デジタルカメラなどが入っている。

## 1. 中国側の早期関税引き下げ品目

中国側の早期関税引き下げ品目の概要は以下の通り。

## 【中国側の早期関税引き下げ品目(539品目)】

分野	品目数	品目名
農水産品	18	活魚、冷凍魚、バナナ、オレンジ、緑茶など
石油化学製品	88	ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリウレタン、塩化ビニル、キシレン、界面活性剤、接着剤、潤滑油、人口皮革など
機械製品	107	工作機械、プレス機械、金属切削用NC旋盤、NCドリル、印刷機械、繊維機械、機械部品など
繊維製品	136	綿布、合成繊維、シャツ、水着、靴下、下着、タオルなど
輸送機器	50	自動車用ギアボックス、ホイール、バンパー、自転車(完成車)、自転車部品など
その他	140	鋼材、セメント、金型、医療用人工関節、デジタルカメラ部品、自動車・自転車用タイヤ、ペンキ、印刷用インクなど

(出所)台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

品目の詳細は、以下のURLから「附件1」で参照可能。

[http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu\\_id=40&news\\_id=19038](http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=19038)

中国側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュールは以下の通り。対象品目の関税は、協定発効の2年後に全て撤廃される。

【中国側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュール】

分類	2009年の関税率	関税引き下げスケジュール		
	(X%)	協定発効時	1年後	2年後
1	$0 < X \leq 5$	0		
2	$5 < X \leq 15$	5	0	
3	$X > 15$	10	5	0

(出所)台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

【中国側の早期関税引き下げ品目の2009年の関税率の例】

関税コード	品目名	2009年の関税率(%)
03019999	その他の活きている魚	10.5
08030000	バナナ	10
09021090	緑茶	15
40115000	自転車用ゴムタイヤ	20
70091000	車両用バックミラー	10
82078000	切削工具	8
84592100	数値制御式の金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤	9.7
84195000	熱交換装置	10
85167210	トースター	32
87081000	自動車用バンパー	10
87120020	自転車	13
96062100	プラスチック製のボタン	21

(出所)台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

## 2. 台湾側の早期関税引き下げ品目

台湾側の早期関税引き下げ品目の概要は以下の通り。

### 【台湾側の早期関税引き下げ品目(267品目)】

分野	品目数	品目名
石油化学製品	42	燃料油、酢酸、界面活性剤、樹脂など
機械製品	69	圧縮機、送風機、シリンダー、機械部品、熱処理機械、印刷機械、紙処理機械、オフィス機器など
繊維製品	22	綿布、合成繊維、不織布、ナイロン、合成皮革など
輸送機器	17	自転車、自転車部品、ベビーカー、ベビーカー用部品
その他	117	芳香剤、酸性染料、ゴルフ用品、金型、バス・自動車用タイヤ、テレビカメラ、電球、蓄電池、メガネ、腕時計、歯ブラシなど

(出所) 台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

台湾側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュールは以下の通り。中国側と同様に対象品目の関税は、協定発効の2年後に全て撤廃される。

### 【台湾側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュール】

分類	2009年の関税率	関税引き下げスケジュール		
	(X%)	協定発効時	1年後	2年後
1	$0 < X \leq 2.5$	0		
2	$2.5 < X \leq 7.5$	2.5	0	
3	$X > 7.5$	5	2.5	0

(出所) 台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

本レポートに関するお問い合わせ先  
 国際企画部CIBグループ 北村広明  
 E-mail: hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

関連サイト：

中華民国経済部

[http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu\\_id=40&news\\_id=19038](http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=19038)

関連レポート：

「ASEAN・インド・豪州におけるFTAの進行状況」2009.12.30

- 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。